給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１００２６号

東京都調布市若葉町２―19―35―303

再生債務者　秋山　直之

1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年６月12日まで

4　一般異議申述期間　平成25年６月26日から平成25年７月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００３１号

東京都江東区北砂７―７―10―1006

再生債務者　横塚　英治

1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年６月12日まで

4　一般異議申述期間　平成25年６月26日から平成25年７月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１６号

大阪市此花区酉島１丁目７番20号

再生債務者　山内　健一

1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年６月12日まで

4　一般異議申述期間　平成25年６月17日から平成25年７月１日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第７号

大阪府東大阪市瓜生堂１丁目３番21号

再生債務者　小山　義雄

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月12日まで

平成25年５月15日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第１号

鹿児島県出水市荘1209番地１

再生債務者　上原口　修

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月13日まで

平成25年５月16日

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第３号

沖縄県うるま市字喜屋武452番地３

再生債務者　町田　　恵

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月13日まで

平成25年５月16日　那覇地方裁判所沖縄支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１３号

宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字一里原45番地５

再生債務者　山崎　真利

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月14日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再ロ）第１号

広島県呉市警固屋３丁目５番10号

再生債務者　石崎　大輔

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月15日　　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（再ロ）第２号

香川県綾歌郡宇多津町2628番地87

再生債務者　木下　宏司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月15日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（再ロ）第１５号

広島県山県郡北広島町筏津1300番地

再生債務者　中川　正男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月14日

広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１５号

堺市北区東雲東町１丁４番31号　Ｓｈａｍａｉｓｏｎ　Ｍａｒｕ202号、前住所大阪市北区天神橋１丁目19番15号大証ビル605号室

再生債務者　豊嶋　真樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月15日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１０１０４号

埼玉県さいたま市南区辻４―５―８

再生債務者　宇津　春美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月14日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第５号

盛岡市玉山区好摩字野中278番地12

再生債務者　高橋　　豊

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月16日

盛岡地方裁判所第２民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月三十日

掲載頁　八十二頁（号外第九十一号）

平成二十五年五月二十四日

東京都千代田区神田司町二丁目一番地

（甲）株式会社サンセイランディック

代表取締役　松崎　隆司

東京都武蔵野市中町二丁目五番六号

（乙）株式会社サンセイコミュニティ

代表取締役　松崎　隆司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十一月二十八日

掲載頁　八十一頁（号外第二五七号）

平成二十五年五月二十四日

東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号渋谷クロスタワー一四階

（甲）ＭＩＴ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ２号合同会社

代表社員　シンガポール株式会社

職務執行者　米村　太一

東京都渋谷区代々木四丁目三二番六号

（乙）株式会社クレッジ

代表取締役　池内　清和